NO.170　2016・1・1

東京データ通信

発行　東京税理士会データ通信協同組合　東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9 更生保護会館（東京税理士会館隣り）〒151-0051　東京（3350）6300㈹　印刷 有限会社 三 勇 社

謹賀新年

〈おもな内容〉

①年頭のご挨拶　マイナンバー制度に的確に対応 …… 理事長　柴﨑　博 (2)
②「達人シリーズ」で安全なマイナンバー処理を！
…… 株式会社ＮＴＴデータ　第一公共事業本部　第二公共事業部
税務サービスグループ　部長　有田昌弘 (3)
③三組合合同秋季研修会 …… 指導研修部長　田村忠雄 (4)
④特別研修会 …… 副理事長　浅井和夫 (5)
⑤創立４０周年記念北海道研修旅行 …… 参与　寺井士郎 (6) ～ (8)
⑥２０１６ としおとこ・としおんな …… (9) ～ (13)
北尾　薫　野村幸広　守屋俊晴　鈴木徳次　川合正彦　高村　純　髙﨑明美　安積　健
倉重道男　伊藤秀行　寺澤隼人　諸我時夫　荻野信樹　原島裕美　内田　宏
⑦新入会員のご紹介 …… (14)
⑧会議報告 …… (15) ～ (16)
⑨編集手帖 …… (16)

年頭のご挨拶

マイナンバー制度に的確に対応

理事長　柴　﨑　　博

謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

組合員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は組合運営に多大なご協力を頂き、誠にありがとうございました。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、マイナンバー法が施行され本年からその対応をしていかなければならなくなりました。国税庁も実務的に事務負担を軽減するために次のような対応をしています。

1．本人交付用源泉徴収票など

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）施行後の平成28年１月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

2．確定申告書の控えなど

所得税の確定申告書、相続税の申告書、贈与税の申告書などの控えには、個人番号を複写できないようにして、記入しないこととしました。

3．扶養控除等申告書への対応

国税庁は平成27年10月28日、HP上の社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQを改訂し、新たに源泉所得税関係や法定調書に関するFAQ62問を追加するなどの更新を行いました。

これにより「扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載に代える取扱い要件」を提示しました。（Q1-9参照）

・給与支払者と従業員との間の合意による

・従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載する

・給与支払者が既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示する

以上のように制度の運用も逐次変更されていますので組合からも情報提供を行ってまいります。

さて、マイナンバーに対応するためＮＴＴデータから「データ管理の達人」と「電子申告の達人」が提供されます。今回の新しいプログラムにより、情報の漏洩を減少させ、万一漏洩した場合にも暗号化により内容を解析しにくくしています。

「データ管理の達人」は、通常の手入力による方法の他に、①従業員等がスマホなどで個別に登録する方法 ②顧問先の担当者がパソコンから一括登録する方法 ③顧問先が「データ管理の達人」で登録したデータを参照する方法 などが提供されます。

また、マイナンバー関連項目の追加をした達人シリーズは随時提供予定です。(詳細は５Ｐをご参照下さい。)

組合員の皆様におかれましては、的確にマイナンバー制度に対応して頂きますようお願い申し上げます。

最後に、組合員の皆様、東京税理士会、全国税理士データ通信協同組合連合会、及びＮＴＴデータをはじめとする関係各位のご活躍を祈念致しますとともに、本組合へのご支援ご協力をお願い申し上げまして新年の挨拶とさせて頂きます。

「達人シリーズ」で安全なマイナンバー処理を！

株式会社ＮＴＴデータ
第一公共事業本部　第二公共事業部
税務サービスグループ　部長　**有　田　昌　弘**

新年、明けましておめでとうございます。

東京税理士会データ通信協同組合の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年も「達人シリーズ」は順調に利用者数を伸ばし、１万３千件を突破することができました。

これは昨年実施した「所得税の達人」と「法人税の達人」の全帳票対応が一定の評価をいただけたものと捉えておりますが、あわせて日頃から弊社事業に対してご協力をいただいた貴組合のおかげと考えており、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

さて、本年１月より、マイナンバーの運用が開始されましたが、組合員の皆様のマイナンバーへの対応はいかがでしょうか。すでにご案内のとおり、弊社は１月４日にリリースした「データ管理の達人」と４月に提供予定の「電子申告の達人」、そしてマイナンバーに対応した各達人シリーズにより、マイナンバー法の技術的安全管理措置に適合した、安心・安全な税務システム環境をご提供いたします。

さらにオフィス環境などの物理的安全管理措置に対応する商品も幅広く提供いたします。特に、組合員様のみが利用でき、包括的なセキュリティ対策が可能な「達人クラウド」については、マイナンバー法に対応した機能強化を行う予定です。これらの製品が、所内のセキュリティ管理体制を構築するツールとしての役割を果たし、顧問先からも安心していただける会計事務所の確立に寄与できることを願っております。

今後も弊社は会計事務所様が安心してご利用いただけるようシステム対応強化を図って参りますので、引き続き、弊社各種サービスをご利用くださいますようお願いいたします。

最後になりますが、貴組合の皆様のご健勝とご発展をお祈りいたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い致します。

Windows10 を快適に使うなら、富士通法人向けパソコンで

共通ポイント　2015年下期モデル発表！Windows10で利便性を更に進化させました！

◇最新OS Windows10の搭載
・「スタートメニュー」の復活
・セキュリティ機能の強化
（指紋認証やデータ保護機能の標準搭載）
・Windows7/8との高い互換性
（Win7/8と同一カーネルを使用）

New

ESPRIMO 2015下期モデルポイント
◇Windows10 Proモデルの採用
◇第6世代インテルCoreプロセッサファミリーの搭載
◇D/Qシリーズは新筐体採用
◇高速なDDR4メモリの採用(標準4GBメモリ搭載)
◇Dシリーズのディスプレイ出力を変更
（アナログ⇒DVI/DisplayPort）

【D556/M】

LIFEBOOK 2015下期モデルポイント
◇Windows10 Proモデルの採用
◇LIFEBOOK「A744/M」「A574/M」を新規提供
・A744/M:軽量薄型ワイド液晶ハイスペックモデル
・A574/M:優れたコストパフォーマンスの定番モデル
◇アイソレーションKB⇒パンタグラフKB

【A744/M】

ARROWS2015下期モデルポイント
◇Windowsタブレット新モデルの追加
・Q506/MB:あらゆる現場で安心して使えるタブレット
・Q665/M:ハイパフォーマンスとモビリティを両立する2in1防水タブレット

【Q506/MB】

【Q665/M】

FUJITSU
製造元：富士通株式会社
販売元：株式会社富士通パーソナルズ

お問合せは　東京税理士会データ通信協同組合
事務局　＜03-3350-6300＞　へ

三組合合同秋季研修会

マイナンバー制度安全管理

指導研修部長　**田村忠雄**

研修会

平成27年10月16日、三組合合同秋季研修会が東京地方会データの担当で開催されました。

地方会データ寺井敏治理事長の開会のことば、ついで全国データ大野功夫会長の来賓挨拶がありました。

研修は２部構成で、まずは前半、㈱ＮＴＴデータ・アイ課長横山清文氏の講演から始まりました。

テーマは「達人シリーズを使ったマイナンバー対策の実践方法」です。

今、我々税理士にとって、その適切な対応を迫られている大変重要な課題です。

マイナンバー制度、安全管理措置の目的は、これに伴うリスクから「会計事務所・税理士・職員を守ること」ですが、やみくもに対策を講じても非効率的ということでした。

講演は明解で、図解入りのレジュメも解りやすく進行しました。

１．安全管理措置の検討

①個人番号の取扱事務・特定個人情報の明確化
②事務取扱担当者の明確化

２．安全管理措置の策定

①取扱規程等
②組織的安全管理措置
③人的安全管理措置
④物理的安全管理措置
⑤技術的安全管理措置

３．委託契約の見直し（顧問契約）

４．顧問先への周知・指導

と続き、達人シリーズと関連して

５．達人クラウドの紹介

穂苅正治郎氏

横山清文氏

６．達人シリーズのマイナンバー対応

（新商品「データ管理の達人」「電子申告の達人」の紹介）以上で第１部終了。

第２部は、税理士穂苅正治郎氏（地方会データ名誉顧問）によるマイナンバーに関するまとめの講演でした。

午後４時45分、東京データ松葉美則副理事長による閉会のことばで研修は終了しました。

関心の高いテーマだったので、今回の出席者は前回（平成25年10月18日地方会開催118名）を上回り、地方会109名、東京会35名、関信越会６名、合計150名で会場（東京地方税理士会館８階会議室）も満員の状態でした。

交流会

午後５時からの「交流会」（参加者93名）です。

東京データ柴﨑博理事長の開会のことば、来賓として東京地方税理士会齊藤昌照副会長、千葉県税理士会佐藤伸吾業務対策部長、中部データ余語眞二理事長のご挨拶と続き、NTTデータ杉本泰輔課長の乾杯のご発声により交流会が始まりました。

左から　米本副理事長、筆者、浅井副理事長、浜野及一郎組合員、江村定康監事

和気あいあい、盛会であった交流会は午後６時地方会データ佐々木哲夫副理事長の閉会の言葉により散会となりました。

特別研修会

実務に役立つマイナンバー

副理事長　浅井和夫

去る12月８日（火）、『実務に役立つマイナンバー 改正及びＦＡＱを中心として』と題した特別研修会が、東京税理士会館２階において開催されました。研修に先立ち田村忠雄研修部長から開催の挨拶の後、前半は、当組合のマイナンバー対策特別委員会委員長宮本雄司氏（東京税理士会常務理事・日本税理士会連合会理事）が、上記タイトルで講演されました。後半は、㈱ＮＴＴデータアイ課長横山清文氏が『達人シリーズを利用してのマイナンバー対応方法についても確認』のタイトルで講演されました。

研修内容は、以下の通りです。

①税・社会保障関係の書類への番号の記載時期について
②扶養控除等申告書の主な変更点について
③本人へ交付する源泉徴収票や支払調書への個人番号の記載は不要とされたことについて
④特殊な事例における平成２８年分給与所得源泉徴収票の個人番号の記載方法について
⑤番号の猶予規定が設けられている法定調書について

主要な税に関する書類への番号の記載時期の詳細については、国税庁のホームページのマイナンバーＦＡＱを参照してください。

横山氏の講演内容は、ＮＴＴデータでは「データ管理の達人」と「電子申告の達人」の二つのソフトを会計事務所に導入し、達人Cubeセンターにおいてマイナンバーを格納したマスターデータを保管することで、達人シリーズのマイナンバー対応にあたるということでした。

「データ管理の達人」を利用することにより、

（1）会計事務所、顧問先事業者の特性に応じた多様な方法で個人番号を簡便に収集・登録

（2）会計事務所内に存在する「業務ソフトウエア」のデータベース、業務データを一元管理

（3）①データのアクセス制限 ②マスターデータの安全管理措置 ③「業務ソフトウエアデータ」の安全管理措置、以上３点を柱とするセキュリティ管理　以上の３点が可能となり、便利で安心・安全に管理することが出来るようになります。

宮本雄司氏

また、マイナンバー関連では、既存の「達人シリーズ」の機能拡充を図っております。帳票については、下記のスケジュールでマイナンバー関連項目の追加を予定しています。

〈リリース時期〉	〈税　　目〉
2016年1月初旬	申請・届出書の達人
	減価償却の達人
2016年1月下旬	消費税の達人
	（平成26年度以降用）
	事業所税の達人
2016年2月初旬	年調・法定調書の達人
	（平成28年分版）
2016年5月下旬	法人税の達人
	（平成28年度版）
	内訳概況書の達人
	（平成16年度以降用）
2016年6月下旬	連結納税の達人
	（平成28年度版）
2016年8月頃	所得税の達人
	（平成28年分版）
2016年9月初旬	相続税の達人
	（平成28年分以降用）
	財産評価の達人
	（平成28年分以降用）

横山清文氏

当日は受講者120名の大人数で、マイナンバー対応についての関心の高さ、熱心さを目の当たりにしました。執行部の一員として対策の責任の重さを痛感しました。

創立40周年記念 北海道研修旅行

ー平成27年10月19日(月)～21日(水)ー

参与　寺井士郎

平成27年10月19日（月）、東京税理士会データ通信協同組合創立40周年記念北海道研修旅行結団式が東京羽田空港内待合室の一角で盛大に行われました、と本来は書き出していけば良かったのですが生憎そんなには書けなくて。午前８時30分、羽田空港第一ターミナルでささやかな結団式が開かれました。参加人数については後述の折々で解ってくるので触れません。

ＪＡＬ５０９便は羽田を定刻午前９時30分より若干遅れて離陸、一路新千歳空港へ。東京は幾らか暖かい程度でしたが私はすっかり冬服姿です。

午前11時、無事到着。いよいよ北海道です。ＪＴＢ手配の大型バスには私達がパラパラと乗るだけ、早朝の一番便の車内のようで驚きました。

11時50分、ゴルフ場のレストランのような「ホテルニドム」で昼食。メニューは記憶にありません。

研修のための北海道税理士会へ予定時刻に到着。小じんまりした立派な会館です。会議室には石丸修太郎会長と髙山和徳専務理事がお待ちでした。大野全国データ会長が挨拶とデータ通信活動のＰＲを蕩々とされること、かれこれ数十分。この後で私達も一人ずつスピーチをせねばならないのかなと覚悟していたところ大野会長の熱弁が終わると研修は終了。私自身はホッとしました。

その後、「モエレ沼公園」の登山？に向かい久しぶりの強行軍にクタクタとなりました。

初日の宿は定山渓温泉「ふる川」。

実り豊かな北の大地を味わう夕食でした。

２日目はゴルフ組と観光組の二手に分かれ、ゴルフ組の３人は「ウィンザー・グレート・ピーク・オブ・トーヤ」へ。

我々観光組は小樽市街を散策中、中国からの観光客に圧倒されそうになりながら裏通りのような倉庫街のビアホールに飛び込み、小樽運河を対岸から観光したのは珍しい体験でした。昼食を「にしん御殿」で済ませた後、栄華を極めた「小樽貴賓館」で案内人の説明に驚きの連発でした。

午後はＮＨＫドラマで有名になった『マッサンとリタ』物語の余市蒸留所を見学。広大な敷地に驚きました。

２日目の宿は、そのホテルに泊まることを旅の目的に全国から訪れる人が多いという優雅なホテル「ザ・ウィンザーホテル洞爺湖リゾート&スパ」でした。平成20年「洞爺湖サミット」の会場となったホテルです。ここでゴルフ組と合流。

洞爺湖を一望できる山頂にそびえるホテルは、さながら城のよう。私達の夕食会場はサミットの時、各国首脳が一堂に集い食事をとった同じ食堂であったとのこと。メニューは北海道の海の幸と洞爺湖畔の畑の恵みがギッシリ詰まったもので、メインは北海道産霜降り黒毛和牛のオーブン焼き。私も挑戦したが歯が悪いため無理、それにテーブルに出された肉が少し冷めていたのが残念でした。

翌日の朝食は和・洋・コンチネンタルの３種あり、私はコンチを選択。デザートの珍しい洋梨の蜂蜜漬けが最高に美味しかったのでお代わりしました。

このホテルで世界の首脳が集合した折、洞爺湖をバックにお立ち台に並んだその跡に、私達も立ち記念撮影。私はメルケル独首相が立った場所でした。

今回のツアーでお世話になったバスガイドの大谷真紀子さんの説明によれば、このホテルの宿泊料はスーペリアツインで39,570円～（サ・税込み）、スイートルームは何と39万円とのことです。

豪華なホテルを後にして３日目は登別地獄谷へ向かいます。ここは箱根の大涌谷と同じようで特に刮目するものではなかった。

次の昼食と観光は登別伊達時代村だ。日光の江戸村に比べ広大な敷地に各劇場が建ち、それぞれで催し物が行われているのが興味深い。その一つ、

「日本伝統文化劇場」で行われた〈江戸大尽遊び〉に私達のツアー特別参加の東京地方会データ副理事長・佐々木哲夫先生が飛び入り出演し“一度体験くんなました（吉原言葉）”。そこでの見事な演技には驚きです。

私は一人で「忍者かすみ屋敷」へ侵入。忍者の熱き闘いが場外劇場にまで展開して面白かった。

名残惜しかったが時間が迫り、新千歳空港へ向かう。

空港の土産物マーケットは広大で品物が豊富、国内でも有数の店舗だが私が短時間で買ったのは「白い恋人」と「男爵じゃが芋」。

今回のツアーで驚いたのは外国人観光客と遭遇するのが多かったこと。所によっては外国人が多くて日本人が少なく、逆に邦人が海外旅行に行ったような雰囲気もありました。

ＪＡＬ５２０便で羽田へ向かい19時15分着。手荷物受取所で最終の解散式をささやかに行いました。全般的な感想としては少人数ツアーながら観光と研修の内容がバラエティーに富んでいて思い出深い記念旅行でした。

創立40周年記念北海道ゴルフ大会

《10月20日/ウィンザー・グレート・ピーク・オブ・トーヤ》

標高625m、洞爺湖から羊蹄山、内浦湾を見渡せる素晴らしいコースで熱戦を繰り広げました。

優　勝　大野　功夫（東京）
準優勝　佐々木哲夫（地方）
三　位　田村　忠雄（東京）

※支部順・敬称略

マイナンバー制度雑感

北尾　薫（麹町）

いよいよマイナンバー制度が始まる。我が家にも昨年11月下旬に通知カードが配達された。どれだけ立派なカードかと思いきや、健康保険証より薄いペラペラの紙である。

それまでマイナンバー対策として、顧問先からのマイナンバーの収集や保管方法の検討などに追われていたが、いざ通知カードを手にしてみると、まだまだ知らないことが多いことに驚く。

例えば、マイナンバーカードのＩＣチップに搭載される電子証明書には、署名用と利用者証明用の２種類があり、署名用はｅ-Taxでの送信などに使われ、利用者証明用はマイナポータルを利用して確定申告の情報などを入手する際に使われるという。何と複雑な制度か。達人シリーズだけが頼りだ。

それにしても、この申年は大変な年になりそうだ。もうグリーンカード制度のような実施前の廃止はあるまい。マイナンバー制度の早期定着を望むばかりである。

◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇

今年48歳になります

野村幸広（日本橋）

今年48歳になります。４回り目の申年です。アラフィフでもあります。

トシも数えようです。10歳刻みでトシを勘定すると、後戻りできない一方向の時の流れを強く感じますが、干支で齢を勘定すると、時が巡っているような感じがします。

私にとって今年は、ひとつの周期が閉じ、また次の周期が始まる年です。

日々の出来事に一喜一憂せず、より大きな時の巡りの中で物事を考えたいと思います。

ニュースキャスターの煽りに、ついつい「ウチの事務所の経営は大丈夫だろうか！？」と不安になる日々が続きますが、ちょっと立ち止まって時の巡りに思いを馳せる。

年男イヤーをこんな１年にしたいと思います。

◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇

甲(きのえ) 申(さる)年誕生の男魂

守屋俊晴（芝）

齢(よわい)72歳、よくぞ元気で生きてきたものだ。個人生活においては、夫婦共々、特段の大病をすることもなく無難に過ごしてきた。

ここにくるまでに多くの波乱があったといえばあった気がする。昭和40年代後半期の所得倍増の時期、オイルショックによる経済構造の変革、そしてバブル経済の崩壊を経て失われた四半世紀を経過した後の長期デフレ経済の社会が生活に覆(おお)いかぶさってきた。それもどうにか無難にやり過ごして、これまで心身ともに健全に生きてこられたことに感謝している。

バブル経済崩壊後の企業景気の衰退で、多くの人たちが労苦に虐(しいた)げられてきた。それが所得格差、教育格差、環境格差、地域格差となった。日本経済はこれからどう流れていくのだろうか「心労の極みにある」としても、いつまでも細(ささ)やかであってもいいから生活に潤いを与える「夢」を持って生きていきたい。

組合創立時を振り返って

鈴木徳次（芝）

早いもので、組合ができてから40年が経過しました。当時私は、研修部の理事を務めていた関係で、その立ち上げに多少関わりました。途中で幾つものアクシデントが重なり、予定より半年以上も遅れて漸く設立が認可されたことを覚えております。

このため、待ちきれなくなった入会希望の多くの会員が他に流れました。この余波は発足後も続いて、少ない会員で組合を維持するため、月の使用料が30万円近くになったこともありましたが、皆で組合を支えたいという気持ちが強かった気がします。

また、最初の頃の機械は、当時では最新とはいえ、テープに穴を開けてから入力するという現在では考えられない時代でした。

私は1期だけ理事を務めて退きましたが、当時を知る多くの仲間が鬼籍に入った今、真に感慨深いものがあります。

電子申告が当たり前の時代になり、組合は我々に大きな力を与えてくれる存在です。

常に業界をリードして、今後益々発展することを期待しております。

◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇

進歩がないのは私だけ？

川合正彦（浅草）

昭和53年４月、父親の税理士事務所に入所、間もなくタイプの講習に行かされた。事務所に仕訳を紙テープにタイプで穴開け（キーパンチ）する機械が導入された為だ。

当初はモニター画面など無く、用紙に打ち出して仕訳をチェック。紙テープの穴の開き方で英数、カタカナを区別、即ち目で見て解読できる為、この穴を塞いだり、開けたり、継ぎ足したりして、仕訳を修正した。まさしく家内制手工業（商業？）。

そのテープを電々公社へ電話回線で送信（結構騒々しい）、翌日、試算表、元帳がドットプリンターで出力される仕組みだ。

あれから38年経過、オフコン化、パソコン化、そしてクラウド？と進歩を遂げたが、税理士事務所の忙しさが解消されないと思うのは……進歩が無いのは私だけ？

◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇

洋服屋の４代目として生まれ

高村　純（荏原）

洋服屋の４代目として生まれ、紳士服メーカー勤務をした後、実家を継ぎました。実家は従業員が100名を超える事業規模で、取締役として先頭に立って仕事していました。しかしバブル崩壊により、38歳の時に倒産を経験しました。その後税理士であった妻の父親に世話になり、4年間で資格を取得し現在に至ります。私の長男とその妻も税理士試験に合格し、気が付けば3代に渡る税理士一家となりました。いろいろな経験をしてきましたが、あっという間の60年でした。

趣味のテニスを夢中でやり過ぎたためか55歳の時から、腰痛と耳鳴りに悩まされています。身体に不調があると、一日一日が辛く感じることもあります。医者に止められたテニスですが、現在の全日本男子55歳以上シングルスランキング80位を、何とか60歳以上の部では50位以内にという夢を叶えるため、これからも1年1年頑張りたいです。

「十猿十色」

髙 﨑 明 美（蒲田）

年女を迎え、申年の特徴・性格とやらを今どきの「ネット検索」という手段で調べてみた。「頭の回転が速く、要領もよく、行動力あり」と書かれているものを発見。なるほど、申年の代表格ともいえる豊臣秀吉を思えばうなずける……が、秀吉は未年生まれという説もある。

そもそも、同級生がみな同じ性格なわけもなく税理士試験に何度も落ちていることや、広報委員であるにもかかわらずこの原稿を締切日までに間に合わせることができずバタバタしている有り様から自分自身を振り返れば、前述の要素などさして無く行き当たりばったりの人生のような……

４度目の年女なので2年後には半世紀生きたことになるが“三つ子の魂百まで”と言われるように、きっとこの先も変わらず「鈍くさ、ずぼら」路線を歩むのだ。猿とて十人十色なのだ。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

時間感覚

安 積　　健（新宿）

大学を卒業してからは、ほとんど年齢を意識することはなくなりました。学生時代は、年を重ねること自体に将来への期待を含めた面白みを感じていたところがあったように思いますが、卒業後はあまりそのような意識もせず時間が過ぎ去っていった気がします。

特にこの業界で仕事をするようになると、最初の数年は業務に慣れることで精一杯であり時間の過ぎることも意識できないくらいでしたが、ある程度業務に慣れると今度は一年経つのがすごく早いという感覚になりました。しかもこの感覚は年を追うごとに強くなっているようです。

税制は毎年のように変わり、環境の変化に応じてお客様の要望も変わります。特に年男だからということにとらわれずに今後もお客さまのニーズに応え、安心を提供していきたいと思います。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

懐かしい故郷

倉 重 道 男（中野）

昨年、古希を迎えたと思ったら早１年が経つ。なんと早く感じることか。

６度目の干支（申）を迎えて思い出すのは、懐かしい故郷のことである。

私は北海道小樽生まれ、戦時中は疎開先上川郡下川町で過ごしたので故郷は２つあると思っている。

いまは懐かしい建物はどちらにもない。しかし、懐かしきあの情景は私の心にありありと生きている。

だから故郷とは特定の現存する場所をいうのではなく、途方もなく長く感じた幼いころの思い出の風景であり、心の拠り所であると思う。

懐かし、かの町並みであり、かの川であり、かの山並みである。また汗を流した青春の思い出での風景でもある。

故郷は永遠に私の心にありありと生きている。何人も、これを奪い去ることはできない心のルーツであり面目なのだ。

税一筋・生涯現役

伊藤秀行（板橋）

私は昭和19年に千代田区神田で産声を上げた江戸っ子で、昭和20年３月の東京大空襲の戦火を逃れ生き残った一人です。子供の頃は疎開先での食糧難もあり虚弱体質でした。その私が健康寿命の71歳を超え元気な今日があるのも、家族の支えのお蔭と感謝しています。昭和38年に東京国税局に入局し、平成15年に退官するまで40年、その後税理士として12年の計50年以上も税一筋です。現在は某企業の常勤監査役として毎日出勤していますが、仕事が元気の源のようで、労働人口減少の折、生涯現役を目指し、一病息災・老骨に鞭打って頑張っています。現在の楽しみは、ボケ防止を兼ねてのパソコンいじりと、孫との会話ですが、今年、私と同じ申年生まれの三人目の孫が誕生予定で、子守りが待ち遠しい今日この頃です。

◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇

余生雑感

寺澤隼人（豊島）

余生とは一生の残りのいのち、広辞苑によると人生のさかりを過ぎた後の生涯と云う事になる。まさに「云い得て妙」である。

“余生とは人それぞれの秋しめり”(朝日俳壇)

秋しめりとは、春そして炎暑の夏、まさに人生のさかりとも一致し、やがて秋となる。「秋思」「秋霜」となんとなく黄昏てくる。

「十二支」は中国の天文学で毎年度における木星の位置を示すために天を十二分した場合の称呼で日本では十二の動物を当てている。今年は猿年に当たり昭和七年生まれの小生にとって年男と云う事になる。おん歳八十四歳、かつて青税（青年税理士連盟）として全国を税理士法だの商法だのと飛び回っていた。まさに隔世の感あり。しかし、余生はまだまだ長いとひそかに思っている。

◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇　◆　◇

justaxに感謝

諸我時夫（足立）

元東京税理士会会長 関本和幸先生に勧められ、その場で確か１万円の入会金を払い会員とさせて頂き「分からない事が有れば、朝倉さんに聞きなさい」との言葉を頼りに入ったのが現在のTAINSです。

組織の変遷もあり、いつでしたか当時の１万円も戻ってきました。

今も届きますjustaxは１枚の紙にあの膨大な判決文を要領よく纏めてあるので大変助かっております。

そうですね、もう10年以上も前でしょうか私の関与先の法人が所有するゴルフ場が破産し、３年程経過した時点で会社から情報を得ましたが、更正の請求期限は切れていました。

裁判所に問合せ破産管財人にお聞きし確認したところ、管財人より「破産廃止通知書」が事務所に届きました。途方に暮れ、「この際税賠償保険のお世話になるか」と落胆してなんとなくjustaxを読んでいましたら、「税理士には嘆願書を提出する義務があるも怠り債務不履行判決」の速報を目にしました。

目から鱗で早速手続きを開始しました。結果、破産管財人からのFAX受信日付の確認を最後に貸倒損失の減額更生を受けられました。

justaxに感謝・感謝。

６回目の年男

荻 野 信 樹（西新井）

昭和47年に税理士登録し早や43年……

大学１年の時より、兄の後を継ぎ、南千住と向島の２ヵ所で珠算塾を経営。沢山の生徒を教えて来ました。25才の時に税理士試験に合格、税理士（業務の内）、原始的な機器から、現在のデータ通信と飛躍的な進歩……

得意先、社員にも恵まれ、又、現在は、息子（恭将、倫敏）が中心となり、仕事、コンピューター、決算、税法等々を社員に指導、我々の得意先である企業は未だ、依然と、非常に厳しい経営状況です。今後、更に得意先のプラスになる様に、社員全員で改正税法等、勉強し、タイムリーな情報を得意先に提供していく所存です。

最後になりますが、会員の皆様、ご家族のご健勝とご多幸を心より、お祈り申し上げます。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

としおんな

原 島 裕 美（青梅）

十二支の９番目の干支が「申」。いつもなぜ「猿」ではなく「申」なのかと思っていましたが、干支の十二支は、かつて中国で農業を行う際に暦として使われていた農業用語だったそうです。その十二支が江戸時代に日本に言い伝わり、一般庶民でもわかりやすいようにと12の動物があてはめられ広がったようで、そもそも干支の「申」と動物の「猿」はまったく関係のないものだということです。読み方も「しん」と読み、農作物の成長過程を12段階で表す意味の中では「のびる」ということを意味します。日本では「さる」と読むことから、申年は「悪いことが去る」とまったく違う捉え方をしていますが、私個人としては本来の意味の方が好ましく、同じ１年であれば去ることを待つよりも、実になることを待ちたいと思っています。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

誕生日プレゼント

内 田　　宏（町田）

還暦を迎える年になって今更だが、元日が誕生日の私は毎年年が明けるのが楽しみである。

子どもが小さい頃は、前日調達したケーキの生地に子ども達と一緒に生クリームやジャムを塗り、果物で飾り付けると素敵なケーキの出来上がり。とてもリッチな気分。そして最近は、お菓子作りが好きな娘たちが生地から手作りでケーキを焼きあげてくれ、その姿を見ているだけで大満足。年々上手になるケーキの味は最高である。

また、映画好きな長男は家族全員のチケットをネットで予約してくれ、今までの『レ・ミゼラブル』『そして、父になる』等も良かったが、今年の『STAR WARS』は迫力満点で、年初から家族皆が興奮して大いに楽しみ、素晴らしい誕生日。
これまで忙しさにかまけて子ども達との時間が取れず、親らしいことをどれだけ出来たのだろうか、と振り返ると反省しきり。還暦を機に、家族との時間を大切に、生きてゆきたい。

新入会員のご紹介

敬称略、加入日順

	氏　名	支部	加入日
【システム組合員】			
1	和田　勝好	立川	10.20
【情報組合員】			
1	櫻井　健二	京橋	11.06
【賛助会員】			
1	（法）グランサーズ	目黒	10.01
2	山本　由美子	玉川	10.01
3	白澤　正幸	新宿	10.01
4	吉野　裕介	四谷	10.01
5	浅見　正彦	神田	10.01
6	熊澤　幸弘	麻布	10.01
7	下田　周二	大森	10.02
8	野崎　譲	練馬西	10.02
9	土幸　泰樹	江戸川北	10.05
10	土屋　久仁男	足立	10.06
11	塩﨑　崇文	麹町	10.06
12	鶴間　規文	芝	10.07
13	高橋　昭博	渋谷	10.07
14	（法）わかば	町田	10.07
15	山口　潤一郎	芝	10.08
16	大内　睦夫	青梅	10.09
17	横山　禎一	日本橋	10.09
18	水井　重弘	江戸川北	10.15
19	鈴木　俊光	本所	10.15
20	川島　信彦	京橋	10.16
21	北島　慎也	本所	10.19
22	五味　桜子	四谷	11.01
23	片岡　正行	麻布	11.01
24	和喜田　勤	豊島	11.02
25	高　敏晴	世田谷	11.02
26	今井　康晴	江戸川北	11.02
27	水越　泰弘	東村山	11.02
28	舛巴　啓二	神田	11.02
29	髙山　信紀	芝	11.02
30	篠原　孝	上野	11.02
31	石井　博史	四谷	11.02
32	坂下　尚弥	渋谷	11.04
33	池頭　邦之	麹町	11.10
34	岩瀬　博	立川	11.11
35	松渕　敏朗	麻布	11.13
36	福岡　敏夫	日本橋	11.17
37	久我　由美	四谷	11.19
38	松田　吉正	中野	11.19
39	上原　佑介	芝	12.01
40	関　良彰	麹町	12.01
41	飯田　律	芝	12.01
42	市瀬　寛	立川	12.01
43	笹野　裕	荒川	12.03
44	田村　純一	四谷	12.04
45	山本　貴史	板橋	12.04
46	小池　史朗	渋谷	12.05
47	中山　眞美	豊島	12.08
48	西脇　大	町田	12.10
49	石飛　光基	京橋	12.10
50	寺脇　敏行	京橋	12.10
51	中尾　美智子	神田	12.10
52	碇　光俊	九北会	12.14
53	大塩　佳子	浅草	12.14
54	伊藤　明子	麹町	12.14
55	染谷　実	江東東	12.14
56	中原　海平	練馬西	12.15
57	原田　憲吾	日野	12.16
58	（法）フィデス会計社	麹町	12.17
59	田中　啓太	芝	12.17
60	藪　茂樹	麹町	12.18
61	松田　勉	神田	12.21
62	高畠　國安	日本橋	12.25

※（法）＝税理士法人

【組合員・賛助会員数】

区　分		期首	増　加		減　少		12月31日現在
			加入	区分異動	脱退	区分異動	
組合員	システム	1,045	6	85	34		1,102
	情報	150	6		9		147
賛助会員		125	135		9	85	166
合　計		1,320	147	85	52	85	1,415

（注）
□システム組合員　＝TACTiCS利用組合員
□情報組合員　＝情報サービスのみの利用組合員
□賛助会員

会　議　報　告

第７回常務理事会　９月４日
【審議事項】
１．新ソフトの組合価格に関する件　他

第６回正副理事長会　９月18日
１．モリタニビル原状回復工事の訂正見積書提出に関する件　他

第３回広報部会　９月18日
１．「東京データ通信」169号の企画に関する件　他

現預金監査　10月２日
１．平成27年４月１日～平成27年９月30日の現金及び預金の監査　他

第８回常務理事会　10月２日
【審議事項】
１．加入・脱退に関する件
２．プリンタの時間外スポット保守に関する件
３．関与先へのマイナンバー提供依頼書面に関する件
４．第４回理事会の議案に関する件　他
【報告事項】
１．新ソフトの組合価格に関する件　他

第４回理事会　10月２日
【審議事項】
１．加入・脱退に関する件
２．マイナンバー対策特別委員会に関する件
３．新ソフトの組合価格に関する件　他
【報告事項】
１．プリンタの時間外スポット保守に関する件
２．情報セキュリティ・マイナンバーセミナーの報告に関する件
３．全国データ通信の報告に関する件
４．各部・委員会の報告に関する件　他

第４回広報部会　10月15日
１．「東京データ通信」169号の編集に関する件
２．「東京データ通信」170号の企画に関する件　他

第３回総務経理合同部会　11月６日
１．中間監査資料（事業報告）に関する件
２．中間監査資料（決算報告）に関する件　他

第９回常務理事会　11月12日
【審議事項】
１．加入・脱退に関する件
２．中間事業報告及び中間決算報告に関する件
３．ソフトウェア使用契約書及び使用料等取扱細則の一部変更に関する件
４．富士通ハードウェアの取扱に関する件
５．弥生製品の取扱に関する件
６．事務局就業規則及び再雇用基準の一部改正に関する件　他
【報告事項】
１．三組合合同秋季研修会の開催報告に関する件
２．創立40周年記念北海道研修旅行会の開催報

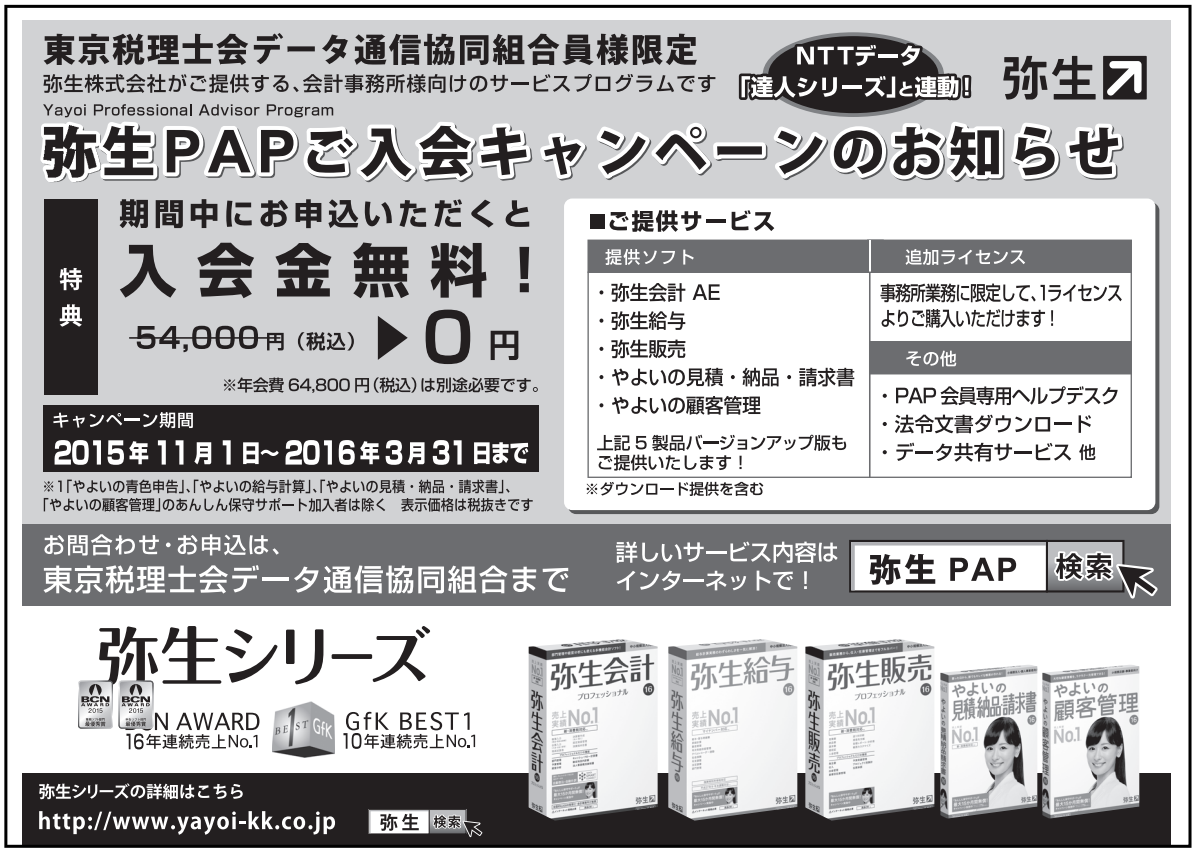

告に関する件
3．全国データ通信の報告に関する件　他

中間監査　11月17日
1．平成27年４月１日～平成27年９月30日の会計及び業務監査　他

創立40周年記念事業特別委員会　12月14日
1．記念事業実施に関する件　他

第10回常務理事会　12月14日
【審議事項】
1．加入・脱退に関する件
2．使用料等取扱細則ほかの一部改正に関する件
3．特定個人情報等の取扱規程及び基本方針の制定に関する件
4．弥生製品の取扱いに関する件
5．第５回理事会の議案に関する件　他

第５回理事会　12月14日
【審議事項】
1．加入・脱退に関する件
2．使用料等取扱細則ほかの一部改正に関する件
3．特定個人情報等の取扱規程及び基本方針の制定に関する件
4．事務局就業規則の一部改正に関する件
5．弥生製品の取扱いに関する件　他
【報告事項】
1．中間監査報告に関する件
2．富士通ハードウェアの取扱いに関する件
3．三組合合同秋季研修会開催報告に関する件
4．全国データ通信の報告に関する件
5．各部・委員会の報告に関する件　他

第５回広報部会　12月16日
1．「東京データ通信」170号（新年号）の編集に関する件　他

編集手帖

給与所得者の確定申告のミスで過少申告加算税が課されたケース。

現在の税法の体系からいくと課税が妥当なのか？他に考えられることはないのか､改正の要件は？

彼は、東京丸の内に勤めるサラリーマンで他の収入はない。生活費の一部の足しにと友人に勧められるまま、賃貸用のマンションを購入し、２年前に空部屋になるまで、不動産所得の確定申告をしていた。空家になり、将来入居の見込みがないと思い売却した。

翌年に税務署から、不動産売却についてのお尋ねがあった。

購入時3,000万円以上したが、売却額は半額以下であった。

計算すると、1,600万円以上の損失になる。

申告すると給与から差し引かれた源泉所得税が還付されるかも、ハガキが来なければ申告するつもりはなかったが、ハガキの通知のおかげで、多少得になるように感じた、と云う。

3月の申告を済ませ、しばらくたってから、税務署から「Ａさん。あなたの申告内容は、譲渡所得の損失で、不動産所得でないので、その損失は控除されませんので、所得税の還付はありません。」との電話を受ける。

今回の申告は内容が間違いで、所得税の還付は無いんだと認識する。

その後、税務署の職員と名乗る人から意味が解らないことをグダグダ言われた。

まるで暴力団の人に脅かされているような感覚だったので無視した、とのこと。

まもなく税務署から過少申告加算税の通知書が届いた。

このケースでは次のことが考えられないか。

まず、今回の件については、初めの連絡時に、なぜ還付の件に併せて修正申告が必要であることを伝えなかったのだろう。修正申告が必要であるとの助言がその時にあれば、やり方がわからなければ早速聞いたことでしょう。申告が間違いだから還付されないのは理解できた。しかし、言われなければ、修正申告をしなければ、加算税が掛かるとは思いもよらなかったことでしょう。

申告が仇となった一枚のハガキ。ア、ア。

先の管理課の職員であろう人は、次の様な手続きが取られるであろうことを予定していたからか？国税通則法24条に「税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他その課税標準額又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、その申告書に係る課税標準額又は税額等を更正する。」とあるが、これはどうなのかな？　（葉間究）

表紙の写真　広報部

きんせんか（金盞花）―キク科の観賞用一年草で、地中海沿岸がその原産地。春から数ヶ月に亘って咲き、房総半島・淡路島などで切花用として大規模に栽培されている。

（鎌倉市･大船植物園）